

## 遺産分割Q & A

**Q 1 被相続人の債務の負担者などについても、家庭裁判所で話し合うことができるのですか？**

被相続人の債務（借金等）は、法律上相続開始によって法定相続分に応じて当然に分割されますので、原則として、遺産分割の対象にはならないと考えられています（なお、調停において、特定の相続人が債務を相続する旨の合意が成立したとしても、あくまで相続人間の内部関係を決めたに過ぎず、その内容を債権者に主張できるわけではありません。）。

**Q 2 長男が私に隠している遺産があるようなのですが、家庭裁判所に申立てをすれば調べてもらえるのですか？**

家庭裁判所の遺産分割手続は、遺産を探し出すことを目的とした手続ではありません。もちろん、調停のときなど、相続人に対して、遺産の範囲や内容について意見を聴き、必要な資料の提出を促すことはありますが、ほかにも遺産があると考える場合には、原則として、自らその裏付けとなる資料を提出することが求められます。

**Q 3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？**

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されることになります。

**Q 4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？**

審判書副本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

